特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第121号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成23年２月28日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成23年３月16日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

1、承認番号　第Ｌ113号
2、名称　九州計装エンジニアリング株式会社
3、住所　福岡県福岡市南区清水４丁目18番15号
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第Ｌ114号
2、名称　九州計装エンジニアリング株式会社
3、住所　福岡県福岡市南区清水４丁目18番15号
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第Ｌ115号
2、名称　九州計装エンジニアリング株式会社
3、住所　福岡県福岡市南区清水４丁目18番15号
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第Ｌ116号
2、名称　有限会社那覇量水器
3、住所　沖縄県那覇市字上間339番地15
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第Ｌ117号
2、名称　有限会社那覇量水器
3、住所　沖縄県那覇市字上間339番地15
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第Ｌ118号
2、名称　有限会社那覇量水器
3、住所　沖縄県那覇市字上間339番地15
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第Ｌ119号
2、名称　長崎市管工業協同組合
3、住所　長崎県長崎市古町54番地
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第Ｌ1110号
2、名称　長崎市管工業協同組合
3、住所　長崎県長崎市古町54番地
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第Ｌ1111号
2、名称　長崎市管工業協同組合
3、住所　長崎県長崎市古町54番地
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第Ｌ1112号
2、名称　株式会社コーケン
3、住所　高知県高知市十津３丁目６番６号
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第Ｌ1113号
2、名称　株式会社コーケン
3、住所　高知県高知市十津３丁目６番６号
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第Ｌ1114号
2、名称　株式会社コーケン
3、住所　高知県高知市十津３丁目６番６号
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第Ｌ1115号
2、名称　株式会社竹村製作所
3、住所　長野県長野市小島127
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第Ｌ1116号
2、名称　株式会社竹村製作所
3、住所　長野県長野市小島127
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第Ｌ1117号
2、名称　株式会社竹村製作所
3、住所　長野県長野市小島127
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第Ｌ1118号
2、名称　株式会社西部水道機器製作所
3、住所　山口県下関市椋野町２丁目16番15号
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第Ｌ1119号
2、名称　株式会社西部水道機器製作所
3、住所　山口県下関市椋野町２丁目16番15号
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第Ｌ1120号
2、名称　株式会社西部水道機器製作所
3、住所　山口県下関市椋野町２丁目16番15号
4、特定計量器の種類　水道メーター

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所公告第１号

山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による仮換地指定の通知については、同法同条第５項及び第99条第２項の規定に基づき送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成23年３月16日

山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
山形都市開発事務所
所長　安井　俊二

記

1　氏名及び住所
氏名　鈴木　寛紹
住所　山形市大字松原1842番地の６
2　通知の内容
文書番号　とし52―132平成23年２月４日
従前の宅地
町名及び字名　山形市大字松原字長者屋敷
地番　1743―７
地目　畑
登記簿地積　203㎡
基準地積　206.66㎡
町名及び字名　山形市大字松原字長者屋敷
地番　1743―39
地目　畑
登記簿地積　499㎡
基準地積　674.62㎡
町名及び字名　山形市大字松原字坂ノ上
地番　1886―14
地目　畑
登記簿地積　764㎡
基準地積　856.90㎡
仮換地
街区番号　95街区　画地番号　２画地
地積　697㎡
仮換地の指定の効力発生の日
平成23年４月８日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
別に定めて通知します。

注意１　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
２　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することができません。

教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上